

千葉県環境影響評価委員会懇談会議事録

1 日時

平成27年1月16日（金） 午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

県庁本庁舎5階大会議室

3 出席者

委員：吉門委員長、

石川委員、近藤委員、坂本委員、村上委員、宮脇（勝）委員
松菌委員、伊藤委員

事務局：環境生活部 矢沢次長

環境政策課 山崎課長、森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、
倉持副主査、宮澤副主査

廃棄物指導課 石崎副課長

事業者：船橋市

傍聴人：3名

4 議題

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について

5 結果概要

事務局から船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の手続き状況等について資料1、2により説明を行い、事業者から資料3によりこれまでの質疑・意見に対する事業者見解の説明があり、質疑が行われた。

事業者退席後、事務局から次回に答申案を審議するに当たって作成した論点整理資料（資料4）の説明があり、意見交換が行われた。

各説明等と質疑応答、意見交換の内容については別紙のとおり。

なお、今回は出席委員数が定足数を満たしていないため、意見を伺うための会合とされた。

[資料]

資料1：船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料2：準備書に対する市町村長意見

資料3：船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書 これまでの
質疑・意見に対する事業者見解

資料4：答申案審議に向けた論点整理【委員限り】

【別紙】

1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

本日は、船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書に関して審議いただくため、事務局及び事業者から説明させていただきます。

さらに次回の答申案審議に向けて、論点整理として事務局から取りまとめの方向性の案を説明させていただきます。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない意見をいただきたい。

2 審議

（1）船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価手続の状況等について

①事務局説明

事務局から資料1により、当該案件の環境影響評価の手続きの状況等と、資料2により関係市長からの意見内容について説明が行われた

②質疑等

（委員）

浦安市長の意見を見ると、水辺を意識とした青の色を使うようにとの意見が出ているが、当委員会でも何度か話しているが、建物の外壁に海辺等でも安易に青を使うことはよろしくないので、場合によっては浦安市の景観担当の委員会等に指導経緯等を説明して、誤解のないようにした方が良い。意見の目的としては、眺望景観の変化を少なくするという点にあるので、御理解いただけると思う。

（事務局）

浦安市の意見の趣旨は、「また」以下の眺望景観の変化を少なくする一層の環境配慮を行うことにあり、船橋市が景観に配慮して建替え後の眺望変化を少なくすることを求めているので、船橋市への指導の結果については、浦安市に伝えたいと考えている。

（委員）

委員に御講義いただきたいが、実際には水辺では水色が使われることが多いと感じるが、市民感覚としても水色でもいいのではないかと感じてしまうが、学術的な見解としてはどのようなものなのか。

(委員)

環境教育が海外の様に一般的になって、意識を教育されていればイメージできるのであるが、日本では小さいころから水辺に青い建物が多く建てられたこともあり、指導が難しい部分もある。

通常、景観法で色彩について外壁に使用できる基準が概ね作られているので、基準に照らし合わせてもらえれば、実際には問題はない色となるが、水色は外壁の基準では問題のある色とされます。アクセント程度に使うことが許される範囲も、自治体によって基準が作られているが、今回の施設は公共施設であり、モデルとなるようなケースのため、民間施設よりも厳しく対応すべきかと思う。事業者や一般の方が水色でもいいと思っけていても、専門家としてはそういった意識を一つ一つ修正していかなければならないと考えている。

実際に、水色は空の色や周辺の自然の色に比べて強い色であり、決して水の色ではないので誤解されていることもあるかと思う。

(2) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書これまでの質疑・意見に対する事業者見解について

①事業者説明

事業者から資料3により、これまでの質疑・意見に対する事業者見解について説明が行われた。

②質疑等

(委員)

景観に係る質疑に対して対応いただき感謝する。景観に係る色彩について、もう少し丁寧に解説したいと思う。

資料3に添付いただいたイメージ図を見てのとおり、準備書の案に比べて非常に改善されていると思う。

まず、周辺環境の中で大事な環境と言っているのは、本件では周辺の水辺のことであり、この景観に影響を与えないようにするというのが指導基準となる。

準備書の案では建物や煙突に水色のストライプや縦線が入って構造物の方が強調されて目立つ配色になっていたものを、建物の色彩を抑えることによって、周辺の自然に目がいくようになり、建物ではなく周りの環境が重要視されるようになった。

煙突が低いほど、建物が小さいほど環境影響は低減することが出来るが、それが出来ない場合に、せめて色彩だけでも対応するというのが基本的な景観に

関する指導になる。

これは景観法で行われている指導と同等のものであり、環境アセスメントにおいても考え方を踏襲していただきたい。

例えば、東京都も景観計画を持っているが、現在、湾岸部分やオリンピックの開催予定地では色彩規制が最も厳しくなっている。なぜならば、自然環境に近い部分であるためであり、具体的には、青色や緑色や紫色といった色は使用が禁止されている。

船橋市は、景観に関して民間事業に対しての指導基準をもっているわけだが、公共施設においては模範となるように、東京都と同等の基準で対応されて然るべきものと思うので、配慮していただきたい。

こういった趣旨で、意見は述べさせていただいている。

事業者から示された今回の見解では、大部分の大きな問題は解決されていることから、この方向で進めていただきたい。また、市長意見にあった、景観の周辺環境への配慮については、このような指導となることを誤解のないよう、改めて回答していただきたい。

資料3については他に、煙突の白色が強く見える。白色は注意が必要な色で、明度という基準値がある。明度が高い白色は、周囲から浮き立ってしまう。具体的には明度9を超えると、かなり目立ってしまう。モニタージュ図では、角度によって白色が強く見えるものがあるので、白色の明度が極端にならない程度に（暗くなっても困るため）抑えるなどして目立たなくする配慮が最後まで必要となる。施工事業者によっては、単に白色の場合でも、極端に配慮のない白色を使用する事業者もいるので、しっかりと最後まで指導する必要がある。色の問題は、設計者も最後まで置き去りにするので、意外といい加減な場合が多く、気をつけていただきたい。

2点目として、近景の対処として、例えば資料3添付資料P54、55の写真では画角が35mmとしており、広角で撮影されているため、実際の視野よりも対象が小さくなり、肉眼で見た場合の印象と異なってしまいます。実際のレンズで、デジタルカメラでは35mm判で50mm相当の画角が肉眼と同等になるので、35mmでは少々広角に寄ってしまい、実際よりも小さく見えてしまう。

フォトモニタージュで判断する場合には、人間の視野角と同じ画角で資料を作成しないと、圧迫感等が軽減されてしまうので、基準となる画角で資料を作成していただきたい。

事務局には今後も事業者の指導をしていただくに当たって、35mm判で50mm相当の画角、あるいは、風車のような白い塔のようなものについてはカ

メラでは肉眼よりも見え難く映るので、35mm判で70mm相当の画角でも良いとされているので、フォトモンタージュ作成の際には、チェックするようしていただかないといけない。

また、今回のように大きく印刷すると分かりやすいので、A3判で印刷するよう今後も指導していただき、間違わないように評価することが大事と考える。

3点目として、資料3添付資料P48、49について、現状の柵や歩道の状況が写真で示されている。景観の指導に当たっては外構の指導も行うが、当該資料では柵が問題と思われる。写真からは歩道を歩いた際の柵からの圧迫感や閉鎖感が出ている。柵の色についても、景観配慮の観点からは濃い茶系等の目立たない色とすることが相応しい。外構の整備の際にも、景観整備の一環として対応していただくことで、柵ではなく緑化に目が行く。可能であれば、柵を除去するのが一番ではあるが、出来ない場合は1m程度敷地側にセットバックすると、圧迫感がなくなってくる。処理場への侵入を防ぐ柵ではあるが、歩道からの景観についても配慮していただきたい。

(事業者)

色彩について、明度等を抑えた形で資料を作成しました。色の系統についてもYR系の落ち着いた色を使用して建物を整備していく方向で進めたいと検討しています。

フォトモンタージュの明度について、御指摘の部分については、光の当て方で明るくなってしまっており、指摘を踏まえて対応していきたい。

近景での画角については、50mmが一般的であるとの考え方もあるが、千葉県の技術指針参考資料では28mm～35mmの画角が最も視野角に近いとの記載があったため、35mmをベースに準備書は作成していた。ただ、委員や事務局からも50mmが望ましいとの指導もあったことから、遠景については50mmで作成していた。御指導のとおり、50mmで今後は留意しながら対応していきたい。

外構について、船橋市の廃棄物処理施設に対する指導では、外構として高さ1.8mの塀で囲い、容易に中には入れないようにすることとされている。このため、塀については建てざるをえないと考えており、色彩に配慮することで、御指摘に対して対応したいと考えている。

(委員)

柵のセットバックは可能か。

(事業者)

セットバックについて、現地は不法投棄が多い場所であるため、出来れば敷地境界ギリギリのところにフェンスを設置して、敷地内への不法投棄を防ぐ形が望ましいと考えている。

船橋市では、民有地に不法投棄された場合には、土地所有者に対して土地所有者の責務として不法投棄が行われないように努力するよう、看板や囲いの設置を指導している。

こうしたこともあり、セットバックは行わず色彩による景観への配慮を行いたい。

(委員)

不法投棄に対応するだけであれば、セットバックした上で低木で外周を緑化するなどのフェンスの圧迫感を軽減する手法もある。一切できない前提で否定的にとらえるのではなく、不法投棄に対しても対応できる外構を検討すべきであり、柵で遮断するだけの外構は親切ではない。成功事例を検証するなど、もう一歩考えてみることはできないのか。

(事業者)

検討させていただく。

(委員)

添付資料の P48 の写真ではフェンスに網が張ってあるが、これはごみの投げ入れを防止するためのものか。

(事業者)

そのとおりである。ペットボトル等が敷地に投げ入れられるなどして、ごみがある場所は、さらにごみが増えるという状況を招くため、それを防いでいる。

(委員)

とても苦労しているのは感じる。ただ、景観に配慮していただけるのであれば、網が緑色である必要はないので、もう少し配慮した色彩を検討していただければと思う。

ごみを防ぐためのフェンス等の対応が間違っているというわけではなく、もう一歩景観への配慮ができるのではないかと思うので、考えるのを止めずに、

歩行者が快適に歩けるよう検討していただければと思う。

(事業者)

フェンスについて、資料3添付資料の P53 では現状とは少し違うフォトモンタージュを作成しており、配色を茶系にして、圧迫感を軽減している。

いただいた御意見を参考に、さらに景観について検討していきたい。

(委員)

写真では「事故多し」といった看板が立っているが、事故が多い原因があるのか。あるいは、大型トラック等が並ぶような状況が生じるなどもしているのか。

(事業者)

夜間は物流の大型トラックが路上に駐車していることが多い。「事故多し」の看板は注意を呼び掛けているもので、現地の職員からは過去に事故やトラブルなどは起きていないと聞いている。

路上駐車への対応は、必要であれば警察や道路管理者と協力して対応していかなければならないと考えている。

(委員)

資料3の No41、42 について、質問への回答はされているが、回答に対しての意見が出る可能性はあるが、事業者の理解としては回答して終わりということではよいか。

(事業者)

質問への回答について、さらに質問があるかどうかは、事業者としては、はかりかねる。

(委員)

添付資料3の No17 の水銀について、準備書では影響は恐らく問題にはならないレベルとしているが、質疑にもあるとおり国際的にも水銀の排出が規制される方向で進んでいる。事業者見解に記載のあるとおり、市としては分別回収を進め、焼却施設の建設に際しては事業者募集に係る要求水準書作成において、内容を検討するとあるが、要求水準書の内容についてどのようなものを考えて

いるのか。

(事業者)

北部清掃工場では要求水準書の中では水銀に関して記載はしなかったが、応募事業者からは水銀の自主排出基準を示した提案書が提出され、その数値が0.05mgHg/m³であった。

資料3の見解に記載したとおり、水銀の具体的な数値を示すことは事業者である市の立場からは難しく、市としては、まず、水銀を含む廃棄物がピットに入らないよう努力をしなければならない。その上で、焼却施設を施工・運営する事業者に対して、バグフィルター等でどのくらい水銀を捕集して排出を減らすことができるのか、技術提案を出してもらい、その基準を要求水準書に反映して守らせる手法をとることを考えている。

(委員)

資料3のNo.14の質疑について、廃棄物が埋まっている土地に地下構造物等を設置することについての質問であるが、事業者見解によると、建物の耐用年数が35年程度とのことであり、35年後どうするのかということ、ガイドラインに沿う等が考えられるが、実際にはその時点でなければ分からないとの見解かと思う。

私から見ると難しい場所に建造物を建て、さらにまた建替えることが出来るのかということ、難しいのではないかと思われる。将来の建替えでは今回の施設の駐車場側に建てることになると思うが、地中の杭の存在など、技術的にも建設は難しくなると思う。気持として、将来世代に負担とならないように一つ一つやらなければならない、後のことは分からないというのは稚拙かと思う。

今回の施設建設については、施工事業者の技術提案を受けて実施することであり、安全性を確保した工事をもろろんやっていただきたいが、その後のことについても、事業者は安全性にあくまでも配慮していかなければならない。

現地で今後何度も建替えをするのは簡単ではないという意識を持っていかなければいけないのではないかと思い、この質問をした。

現在の法律では、現地のような廃棄物の埋まっている土地で、何度も建替えをすることが出来るようになっているのか、回答いただきたい。

(事業者)

現在の法律において、建替えることは可能であり、現に建替えている事例も

ある。

将来の取り扱いについて、見解では曖昧な部分が残った答えとなっているが、現在稼働している施設を建てた際には、土壌汚染対策法や廃棄物処理法の指定地域の指定などの規制はなく建てる事が出来た。

将来の建て替え時期に、さらに法律が厳しくなり色々な制約が生じる可能性がある。また、一般廃棄物の発生量が減少している状況もあることから、焼却施設の集約や他市との合併などの色々な可能性も考えられ、現在地での建替えのほか、別の場所での建替えも考えられ、これらのことも含んで見解を示している。

また、将来の建て替え工事に際して、地下構造物等の全量撤去については、通常解体工事では当然のこととして、望ましいことと考えるが、地下に廃棄物が埋まっている土地であり、杭を撤去しない方が廃棄物の影響を減らすことが出来るのであれば、杭の撤去をしないことも検討している。

将来、技術の進歩により安全な工法が出来る可能性もあるので、地下構造物は撤去しても杭は残すことも考えている。

(委員)

撤去時には高度に専門的な知識が必要となると考えられることから、構造等の技術の専門と環境技術の専門等、知識を合わせた形で検討されることを期待したい。

(委員)

添付資料の最後のページについて、評価の結果の表現について修正いただいているが、ますます何を言っているのか分からなくなっている気がする。

修正は「環境の保全が適切に図られているかの評価結果」のような形でいいのではないか。

(事業者)

御指摘のとおりで問題はないかと思うので、事務局と調整したいと思う。

(委員)

事業者見解に関しての質疑応答は以上でよろしいか。他にないようであれば、事業者には御退席いただく。

【事業者退席】

(委員)

改めて、御意見等はあるか。

(委員)

景観評価の写真について、事業者からは画角は 35mm でも良いのではないかといった話があったが、画角 50mm で撮影すべきであるので、千葉県の基準でそのような基準があるのであれば修正すべきと思う。今回の事業者に対しても、改善するよう指導いただきたい。

(委員)

例えば、非常に大きな施設の全景等を資料とする場合、ポスターくらいの大サイズの資料となっても作成すべきなのか。

(委員)

人間の視野と同様に撮影すれば、写真としては対象となる建物がはみ出て当然なので、大きさは余り関係ないが、見やすさから A3 判が望ましい。

建物が写真からはみ出るということは、それだけ大きな建物であるとの意味である。

(事務局)

委員から御指摘いただいたことについては、事業者に指導していきたい。また、基準について修正が必要であれば対応していきたい。

(委員)

先ほど、事業者にも確認したが、今日の資料について委員から他にも意見がありそうか。さらにあつた場合はどのように取り扱うか。

(事務局)

本日の委員会の 1 回だけのやり取りではなく、書面による意見照会も行っているため、何かあれば既に言っていたいただいているものと理解している。

(委員)

資料3 添付資料の P47 で、景観の視点場は増やしていただいたが、野球場側の歩道の角からの視点場も、可能であれば増やしていただくよう、事業者に指導願いたい。

(事務局)

確認であるが、添付資料 P47 の地点アの道路を挟んだ反対側、「2. 5」の記載がある左下付近の地点でよろしいか。

(委員)

その地点を含めて建物の3方からの視点場があればよいかと思う。

(3) 答申案審議に向けた論点整理について

①事務局説明

事務局から資料4により、答申案審議に向けた論点整理について説明が行われた。

(事務局)

今回の船橋南部清掃工場建替事業の準備書に対して、知事意見を述べるが、条例上知事意見は委員会の意見を聞くことになっており、答申をいただくことは手続き上必須となっている。

基本的に、答申に盛り込まれたものは、知事意見に取り入れる。知事意見については、委員会の意見のほかに、市長村長意見を勘案し、住民等意見に配慮して作成することが条例で定められている。今回の案件については、住民等意見は寄せられていない。

本件では、様々な意見を整理していくなかで、慣例的に準備書の内容の変更や再検討、調査・予測・評価の再実施に繋がるような大きな意見について、答申として知事意見に入れる。

そのほかの確認修正を求めるような意見については、指導事項として、県環境生活部長意見として慣例的に出している。

論点整理の資料4は、委員会で出た意見のほか、市長意見、事務局として検討した意見を项目的に整理集約したものである。ただ、これらの各意見について、答申・知事意見にするか、それ以外の指導事項にするのかの仕分けまでは

していない。

資料4について、専門的見地から内容として妥当か、何らか大きな抜けがないか、全体的なバランスとして適切か、といった御意見をいただければと思う。また、答申に盛り込むべき重要な意見であるといったことも、御意見いただければと思う。

資料4については、7項目に分類にして整理している。取りまとめの都合上、これまで委員からいただいた意見を多少表現を変えていたり、委員からは質問として出され事業者からも一定の見解が示されているものについても、内容を勘案して意見項目として出しているものもあり、幅広く項目出しをしている。

1の全般的事項について、観点として、事業実施に当たって次の事項について十分配慮すべきではないかとして、事実関係のみを列記している。

1の(1)として地域特性は、①事業実施区域及びその周辺地域は、工業専用地域の埋立地であること。②潮干狩りや野鳥観察、海辺の生き物の観察等を目的として、多くの人々が訪れるふなばし三番瀬海浜公園に隣接していること。

(2)の事業特性は、①事業実施区域において、既存工場エリアに隣接する新工場エリアに一般廃棄物焼却施設を設置し、当該施設の安定稼働後に既存施設を解体・撤去する計画であること。②処理能力は、既存控除の日量375トンから339トンに縮小する計画であること。

(3)のその他として、事業実施区域は、昭和48年から50年にかけて、最終処分場として利用され、現在も廃棄物が埋設されている土地であること。

2の事業計画については、準備書の主に2章に関係した内容となる。観点としては、次の事項について十分な検討を行い、評価書に記載するなど対応すべきではないかとしている。

①は、計画ごみ質について、設定根拠の具体的な内容を明らかにすべきとしている。これは、委員からのごみ質についての質問に、事務局の意見を加味したもので、計画ごみ質は予測結果に直接影響する重要な要因であり、準備書中の説明では具体性に乏しいと判断して記載したものである。

②として、委員の意見から、どの環境影響不要か項目に対して、どのごみ質を適用したのかを明確にすべきとした。

③について、①の観点に加え、ごみ質の経年推移に対応できているのかという観点から、実施設計までに再度、適切にごみ質の設定を行い、大気質、温室効果ガス等の予測結果の妥当性を検証し、必要に応じて新たな環境保全措置を講ずるべきとして事務局意見として出している。

④は、表2-3.8 主要設備機器及び設備機器の内容中の有害ガス除去装置につい

て、図 2-3.9 処理フローに記載すべきとした。これは、表と図の整合性を図る観点から事務局意見として出している。

⑤として、ダイオキシン類対策に係る排出ガス処理装置について、具体的な処理方式等を明らかにすべきとした。他の事例等では活性炭吹込み及びバグフィルター除去といった記載がされている例もあるので、出来れば方式を明らかにすべきという観点から事務局意見として出している。

⑥は、事業実施区域は、土壤汚染対策法に基づく土壤溶出量基準の超過が確認されていることから、工事の実施に当たっては、環境省が定めた「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の「表 5.9.1-1 要措置区域等における土地の形質の変更に係る施行方法の基準」に準じて対応すべきとして、事務局意見として出している。

⑦は、施工時に地下水のモニタリングを行う 4 地点の既存井戸の深さについて、「図 2-3.13 鉛直遮水壁設置イメージ」の砂質土層との対応関係を明らかにすべきとした。本日の事業者見解でも回答はされていたが、モニタリング井戸の深さについては、図面の中で合わせて提示する等の対応が必要ではないかとの考えから、委員意見を整理をさせていただいた。

⑧は、ケーシング工法による杭工事について、鉛直遮水壁と併せて図示し、その概要を記載すべきとした。委員会ではケーシング工法の内容について質問されており、事務局意見を加味したものである。評価書には杭工事について記載することにより、鉛直方向の情報を追加し、事業者の説明にあったケーシング工法についても情報を記載すべきとの意見で整理したものである。

⑨は、施工時の雨水排水に係る排水処理設備について、具体的な処理方式等を明らかにすべきとして、事務局意見として記載した。現地には廃棄物層があることから、廃棄物層由来の有害物質の雨水排水への混入も想定され、準備書ではしかるべき対応をして基準を守ると記載しているため、有害物質に対応しうる設備の処理方式や能力が明示されても良いのではないかとの観点から、意見とした。

⑩として、「工事全体に係る環境保全対策」の項目に、残土対策を追加すべきとした。準備書の工事全体に係る環境保全対策において、残土対策が抜けていることから追加すべきとしたものである。

以上が事業計画の関係となる。

続いて、3 の環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果について、これは準備書の 7 章関係の内容となる。観点として、次の事項について十分な検討を行い、必要に応じ修正した内容を評価書に記載すべきではない

か、としている。

(1)の全般的事項について、①として、予測結果について、評価書(資料編を含む)の中で検証が可能となるようデータ等を記載すべきとしており、委員意見としては、準備書7章の自動車排出ガスの排出係数でどのような近似式を用いたのか指摘があり、準備書の中では確認できないものであったことから、このようなことを踏まえて、予測結果については根拠資料等を示して追跡ができるようにすべきではないかとの観点から、意見として整理した。

②について、大気質、騒音、振動、悪臭及び土壌に係る評価の結果について、評価の手法に基づき検討した結果であることが分かるよう記載を改めるべきとして、記載が分かりにくいことから、委員の意見にもあった修正を求める意見である。

③、④については、背景として、廃棄物が埋まった土地の改変を行う事業として、準備書では国のガイドライン等に基づき適切な対策を講じる計画との記述にとどまっていることを受け、廃棄物層に係る土地の改変の内容を明確化、具体化するよう求める意見である。

③は、施工時に掘削を行う土壌及び埋設廃棄物について、それぞれの区分方法及び性状に応じた取扱いを明確にするとともに、これらを再利用又は搬出する際の安全性の確認方法及び性状に応じた処分方法を記載すべきとした

④は、水質、土壌、廃棄物及び残土について、土地の形質変更に関する具体的な施工計画に基づき環境保全措置を検討し、予測及び評価を行うべきとして事務局意見として出している。

(2)の大気質について、①は施工時の建設機械稼働による粉じん等の調査について、測定高さが抜けているとの委員意見があったことから、ここに記載した

②は、大気安定度の判定に用いる地上風速について、地上10メートルの数値に補正したときに、大気安定度階級に差異が生じる場合は、予測結果である長期平均濃度や短期高濃度出現頻度の誤差を算定し、補足説明を行うべきとして、委員意見に事務局意見を加味したものとしている。

③は、供用時の廃棄物焼却等施設稼働による大気質の予測について、煙源条件として、煙突高さ及び排出ガス量が最大となる高質ごみの排出ガス諸元を用いたとあるが、有効煙突高が低くなる場合の予測及び評価も実施すべきとして、委員意見のあったもので、有効煙突高が低くなり、大気汚染物質の着地地点がより手前になる場合も予測評価を実施すべきとした意見である。

④は、煙突排出ガスに係る予測条件について、べき乗則による風速の補正式

で用いたべき指数Pの値を明示すべきとして、委員意見に事務局意見を加味している。なお、審議の中では事業者から具体的なP値が示されているところである。

⑤は、「表 7-2-1.64 バックグラウンド濃度」について、既存工場の影響が含まれている場合は、予測濃度に新旧両工場の影響が含まれることになると考えられることから、新旧工場の同時稼働の有無等に応じた補足説明を行うべきとして、委員意見に対して事業者から回答があったものであるが、例えば新旧施設の同時稼働がないのであれば、予測濃度としては安全側の評価になるが、新施設の付加率としては過小評価となることを踏まえて、補足説明すべきとの意見である。

⑥は、ダウンウォッシュ発生時の予測条件について、設定した風速及び有効煙突高において予測濃度が最大となる理由等を明らかにすべきとして、事務局意見として出したものであるが、風速と有効煙突高の条件が最初から決められているため、この条件で予測濃度が最大となる理由がないとおかしいのではないかと、との観点で意見したものである。

⑦は、環境保全措置について、排出ガス処理装置によるダイオキシン類の除去に関する記載を追加すべきとして、事務局意見として出したものであるが、準備書ではダイオキシン類以外の項目と異なりダイオキシン類だけ発生抑制のみの記載であるため、除去に関しての記載もあって然るべきとの観点からの意見である。

(3)の土壌について、1項目だけであるが、土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染対策法に基づく指定基準等を超過した項目について、その原因に関する考察と必要な対応を具体的に記載すべきとして、委員意見に事務局意見を加味したものであり、準備書では基準超過の原因に関する記載はあるが論拠が不明確であることから、考察等を具体的に記載するよう求める意見である。

(4)の動物についても1項目であるが、準備書では現地調査において1種確認されたコウモリ類の種名の記載がないため、文献調査等で確認された哺乳類で重要な種はなかったとしている根拠が不明であるので、確認されたコウモリ類の種名の記載を求める意見として、事務局から意見させていただいた。

(5)の景観について、①として、主要な眺望点は4地点設定されているが、煙突がより視認されやすい視点場や、事業実施区域の周囲の歩道など近場の視点場等を追加すべきとした。

②として、市長意見から、周辺地域の景観特性との調和を図るとともに、眺望景観の変化を低減する一層の環境配慮をすべきとした。

③として、三番瀬側から眺望した場合、新工場は既存工場よりも近くに位置するため、景観への影響が大きくなることから、周辺の自然景観に十分配慮した施設の色彩等を再度検討すべきとした。

④として事業実施区域の周囲の歩道から視認される敷地内緑化の状況について、フォトモンタージュを作成し、予測及び評価を行うべきとした。

⑤として要約書のフォトモンタージュは縮小せずA3版とすべきとした。

(6)の廃棄物について、①は埋設廃棄物に係る予測及び評価の結果を明らかにするとともに、特別管理廃棄物の有無を明確にすべきとした。委員意見に事務局意見を加味した意見であり、準備書の中では、埋設廃棄物の取り扱いが不明瞭であるため、これを踏まえて意見としたものである。

②は、新工場の建設工事に伴う産業廃棄物（「表 7-2-11.1 建設工事に伴う廃棄物」）について、具体的な発生由来として何を想定しているのかを明らかにすべきとして、事務局意見として出したものである。

③は、建設工事及び解体工事に伴う廃棄物については、可能な限り再資源化を行うとともに、熱回収を行う焼却処理などの中間処理施設の活用により、最終処分量を極力削減すべきとして、委員意見に事務局意見を加味したものである。

④は、「表 7-2-11.4 既存工場の解体工事に伴う廃棄物」について、廃アルカリ、廃酸及び廃油は、廃棄物処理法上、最終処分場への埋立てが認められていないため、記載内容を見直すべきとした。

(7)残土については、1項目であるが、掘削土、埋戻土及び残土の量について、埋設廃棄物を含まない値で予測及び評価を行うべきとした。準備書の残土の量には埋設廃棄物を含めた量となっているとの事業者の説明から、意見としたものである。

4の環境の保全のための措置について、準備書の8章関係となるが、観点としては、次の事項について十分な検討を行い、必要に応じ修正した内容を評価書に記載すべきではないか、としている。

①は、平成25年10月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、今後の発効に向け、国において水銀対策が検討されていることなどを踏まえ、現時点での対策に関する見解を記載すべきとして、委員意見を記載したものである。

②は、計画段階で配慮した措置、調査・予測の結果に基づき講じる措置、その他の措置のいずれかに区分して記載すべきとして、こちらも委員意見を記載したものである。

5の監視計画について、観点としては、次の事項について十分な検討を行い、

必要に応じ修正した内容を評価書に記載すべきではないか、としている。

①は、施工時における水質の事後調査について、「表 7-2-2.1 工事中の海域への放流排水に係る計画目標値」に掲げられた項目並びに事業実施区域において土壌環境基準及び地下水環境基準の超過が確認されているダイオキシン類を追加すべきとした。監視計画の中では濁度と水素イオン濃度だけであるため、有害物質等を含む項目も追加すべきとの考えから、事務局意見として出したものである。

②は、施工時における土壌（地下水質）の事後調査について、電気伝導度又は塩化物イオンの測定値に変動が見られた場合は、その原因究明を行うとともに、埋設廃棄物による影響と判断された場合は、必要な措置を講じることを明記すべきとして、埋設廃棄物がある土地の改変をすることを背景とした意見であり、事務局意見として出したものである。

③は、供用時における事後調査について、土壌（地下水質）を追加し、上記②と同様の対応を講じるべきとした。埋設廃棄物の地下水への影響が遅れて出てくることも考慮して、事務局意見として出したものである。

6の環境影響の総合的な評価については、準備書の10章に係るものであるが、10章は調査予測評価の要約版のような記載となるため、「上記2から5までの内容を踏まえ、必要な見直しを行うべき」との意見とした。

7のその他について、観点として、次の事項について、正確かつ分かりやすい記載に留意し、評価書を作成すべきではないか、としている。

①は、「表 2-3.12 モニタリング計画」について、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定も含めて記載すべきとして、モニタリング計画には法的な測定も含めて記載し、包括的に分かりやすい表現にすることを求める事務局意見である。

②は、「表 2-3.16 発電施設の概要」について、記載された数値に矛盾が生じているため、確認の上、正しい数値に修正すべきとして、委員意見があった者である。

③は「表 3-2.42(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）」について、既存工場及び新工場における具体的な規制基準をそれぞれ示すべきとして、悪臭の基準は法令に基づく方法で施設ごとに算出した値が規制基準になることから、それぞれの施設について具体的に示すべきとして、委員意見があったものである。

④は、大気質に係る予測式について、式中の記号と、記号の説明の表記に一致しない箇所があるため、正しい記載に修正すべきとして、誤記があるとして

委員意見があったものである。

⑤は、「表 7-2-1.47 風向、風速調査結果（一般環境大気測定局）」について、市川行徳駅前測定局の日平均風速の最高値及び最低値が同一の数値となっているため、確認の上、正しい数値に修正すべきとして、委員意見があったものである。

⑥は、ダウンウォッシュ発生時の有効煙突高計算式（Briggs 式）について、Ds を「煙突頂部の内径」としているが、ダウンウォッシュのメカニズムとしては煙突出口の形状の影響が大きいため、「煙突径」と表記すべきとして、委員意見があったものである。

⑦は、大気質の予測に係る拡散パラメータについて、算出方法が分かるよう等式を用いて説明すべきとして、委員意見があったものである。

⑧は、「表 7-2-5.2 悪臭調査結果」について、平成 25 年 7 月 17 日の地点 1 の臭気濃度及び臭気指数の数値に矛盾が生じているため、確認の上、正しい数値に修正すべきとして、委員意見があったものである。

⑨は、「表 7-2-6.2 廃棄物組成の割合及び熱灼減量」について、皮革類は安定品目ではなく、安定型最終処分場で処分できないことなどから、記載すべき内容を確認の上、修正すべきとして、事務局意見として出したものである。

⑩は、「廃棄物焼却施設」及び「廃棄物焼却等施設」が混在しているため、文言上の整理を行うべきとして、事務局意見として出したものである。

以上、事務局として論点整理の案を作成したものである。委員の皆様には、専門的な見地から内容的な妥当性や、意見の抜けがないか、バランスとしてどうか等、御意見等をいただければと思う。

②意見交換

（委員）

今説明のあった資料 4 を基本として、次回、答申案の審議を行うことになるが、必要な項目が述べられているかどうか等について、御検討いただきたい。

（委員）

本日、議論した景観に係る「柵」に関して、追加いただきたい。景観の項目の④中で「敷地内緑化の状況について」とある所を、「敷地内緑化と柵の状況」と追加して、事業者を検討していただきたい。

柵のセットバックが有効なのは、バス停から野球場やテニスコートへ行くアプローチであり、敷地の西側と南側の面を 1 m でもセットバックできると効果が出てくるので、検討をお願いしたいと思う。

また、資料3添付資料のP47に事業区域の周辺の配置図があるが、テニスコートの向かい側で清掃工場建設予定地の東側の隣の敷地について、写真では工事中の様子であるが、将来何が建設されるのか、サービス施設等が建設されると、周辺の利用状況に変化が生じ、柵のセットバックの有効性にも影響が生じる。現時点で当該地に何が建設されるか分かるか。

(事務局)

柵の文言追加について、承知した。また、御質問の地点に何が建設されるかは把握していないので、確認をする。

(委員)

これまでの審議で、事業者が質疑に対しての回答で修正を了解しているものについても、論点整理の中で取り上げられているが、これらすべてを答申や指導の意見に反映させる必要があるのか。

(事務局)

今回の資料4については、今までいただいた意見を盛り込んでいる。この中から、答申となる部分と指導となる部分に分けて行く。また、特に必要のない意見があれば、御指摘いただき、削ることも考えている。

なお、準備書に対しての意見であるので、審議の中で事業者見解として回答があっても、評価書でも修正していただく必要がある。

(委員)

他に意見等なければ、本日の審議はこれで終了とする。次回は、答申案を事務局に作成いただき、その審議をすることとなる。

傍聴者の方はこれで退席願う。

【傍聴者退席】